綾瀬市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度に対する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が低所得で生計が困難である者が負担すべき費用の一部を軽減した場合において、その軽減をした費用の一部に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

- 第2条 補助対象は、綾瀬市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度実施要綱(平成17年10月1日施行)の規定により軽減をした経費とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人が軽減をした経費については、補助対象としないものとする。
- 3 補助額は、当該社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額から当該社会福祉法人等の本来受領すべき利用者負担収入(軽減対象となっている介護保険サービスに関するものに限る。以下「利用者負担収入」という。)に100分の1を乗じて得た額を減じた額に100分の50を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用者負担額の軽減について、軽減した総額のうち利用者負担収入に対する割合が100分の10を超える部分があった場合は、当該100分の10を超える部分全額に当該100分の10を超えない部分から利用者負担収入に100分の1を乗じて得た額を減じた額に100分の50を乗じて得た額を加えた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を補助する。
- 5 補助対象期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。 (申請書の提出期限)
- 第3条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出は、当該補助を受ける年度の3月31日までとする。

(決定通知)

第4条 規則第7条の規定による通知は、介護保険サービス利用者負担軽減制度補助 金(変更)交付決定通知書(第1号様式)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第5条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、介 護保険サービス利用者負担軽減制度補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第2号 様式)により申請するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定による市長の定める期日は、交付決定通知を受けた 日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告等)

第7条 規則第12条第1項の規定による実績報告書の提出期日は、当該補助を受ける年度の翌年度の4月15日までとする。

(書類の整備等)

- 第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳 簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管するものとする。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成12年6月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担減免措置に対する補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以後の利用者負担減免措置から適用し、同日前の利用者負担減免措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月8日から施行し、改正後の綾瀬市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担軽減制度に対する補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

第1号様式(第4条関係)

介護保険サー	ビス利	田老負	担軽減制度補	助全(変	11 八	4定通知書
ハロマルバス フ	レスヤ	刀口口只	1 = + x //%/10/1/ \text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex{\tex	י ארועוו	<i>L </i>	ᄾᄯᄪᄱ

年 月 日

樣

綾瀬市長 印

年 月 日付けで交付申請のありました綾瀬市介護保険サービス利用者 負担軽減制度補助金の交付について綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第 5条(第9条)の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 交付申請額 円

2 交付決定額 円

第2号様式(第5条関係)

ふ 華伊 陸 井 二 レ	ブカ利田女色	妇叔活制在活动令亦玉	/ H11 L	皮 ル ヽ	忍切由性妻
介護保険サーヒ	【ス利用者負	担軽減制度補助金変更	$(\Psi \perp \!\!\!\perp \!\!\!\perp \!\!\!\perp \!\!\!\perp \!\!\!\perp \!\!\!\perp \!\!\!\perp $	第二)	承認申請書

年 月 日

綾瀬市長

申請者	所在地			
	<u>名 称</u>			
	代表者	ED		

交付決定を受けた綾瀬市介護保険サービス利用者負担軽減制度補助金に係る事業等 を次のとおり変更(中止・廃止)したいので申請します。

1 変更内容

变	更	前	変	更	後	

- 2 変更(中止・廃止)の理由
- 3 添付書類